

右件の田地、正連ぢうだいさうでんのまよりやうなり。しかるを後生菩提のために、ゑいたいをかぎりて、林丘庵にきしんしたてまつるところ實也。もしいごにおきて、いらんづらいをいたさんともがらにおいて、正連がしそんたるべからず。仍爲後日きまんの狀如件。

永徳貳年 戊三月二日

正連 在判

三月六日。長谷部正連、鳳至郡總持寺に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六二八

奉寄進能登國節比庄惣持寺田地事

合田二百苧井山

一所田大坪二百かり

一所井見山

一所八のしり

一所むしむみ

右田地者、爲信悟・惠一入牌ニ、惣持寺永代奉寄進處也。若於以後、致違亂煩之輩、可爲不孝子。依爲後日狀如

件。

永徳二年 戊三月六日

左近將監正連 在判

三月晦日。長谷部正連、鳳至郡總持寺に佛餉田を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六二九

奉寄進惣持寺佛性田事

合貳段者 在所とりこへ山部作五、同

已上貳段

右田者、正連住代さうでんの處也。然を正連現當二世のため、新造本尊に毎日佛しやうの御新に寄進したてまつる處也。若子々孫々の中に、いらんわづらひを申輩にをひては、不孝の仁として、かの所を知行すべからず候。仍爲後日寄進狀如件。

永徳二年 戊三月晦日

長谷部正連 在判

六月廿一日。幕府、近江延曆寺に命じ、同國船

木關所をして山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢を勘過せしむ。

【臨川寺重書案文】 山城

六三〇

臨川寺領加賀郡大野庄年貢米貳千百石所運送也。船木關無煩可被勘過之狀、依仰執達如件。

永徳二年六月廿一日

左衛門佐 在判

山門使節中

六月。通幻寂靈、鳳至郡總持寺塔頭大雄庵領の田地目錄を注す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六三一

大雄庵田地

四百三十苧 羽咋郡北方松崎

一所百苧神主つくり

一所二百苧源平次作

一所百苧松崎衛門うけ作

一所三十かりこわらたの源七

さこ作屋敷一所五郎太郎

件。

永徳二年 戊三月六日

左近將監正連 在判

三月晦日。長谷部正連、鳳至郡總持寺に佛餉田を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六二九

奉寄進惣持寺佛性田事

合貳段者 在所とりこへ山部作五、同

已上貳段

右田者、正連住代さうでんの處也。然を正連現當二世のため、新造本尊に毎日佛しやうの御新に寄進したてまつる處也。若子々孫々の中に、いらんわづらひを申輩にをひては、不孝の仁として、かの所を知行すべからず候。仍爲後日寄進狀如件。

永徳二年 戊三月晦日

長谷部正連 在判

六月廿一日。幕府、近江延曆寺に命じ、同國船

- 三百苧 羽咋北方石町
- 二百苧 羽咋北方吉崎
- 四段 三反在所わかいのくもんしよのまゑのうと

一反在所よしさきのすけ入道か後にあり鏡田

二百二十苧 在所松崎藤三郎作

二百苧 一所百三十苧仁六作

一所七十苧はしつめのあみだぶ

已上壹町七段五十苧屋敷一所

寂靈 在判

永徳二年 壬戌六月 日

【總持寺文書】

六三二

峨山和尚塔頭大雄庵田地

一、二百苧 在所吉崎六郎作

一、三百苧 在所石町衛門次郎作

藤原家用寄進

沙彌了性寄進